

Title	重廣會史の印文に就て：高麗世系を論ず
Sub Title	
Author	稲葉, 岩吉(Inaba, Iwakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.3 (1928. 11) ,p.1(313)- 26(338)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪:重廣會史の印文に就て
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

無求于人徒屬稍稍從之然其言荒茫漫靡爽功變事
推不驗無主實之事以鬼神死生實為一條據之不疑指嗜
欲奔親屬大抵與黃老相出入至漢十四葉書入中國蹟天
生人之情以耳目不際為奇以不可知為神以物理之外為畏
以變化無方為聖以生而死死復生回復潰報獻其間為
或然以賤近貴遠為喜報譯差殊不可研詰華人之謫誕
者又攘莊周列禦寇之說法其高層累架騰直出其表
以無上不可加為勝妄相夸脇而似其風於是自天子連庶
人皆震動而祠奉之初宰相王縉以綠葉事佐代宗於是苑
作內道場晝夜梵唄異攘寇戍大作孟蘭肖祖宗像分
供塔廟為賊目嘻笑至憲宗世遂迎佛骨於殿內之宮中
韓愈指言其蔽并帝怒竄愈頌死憲亦弗獲天年幸福而禍
無亦左乎懿宗不君精爽奪迷復蹈前車而覆之頭衣雖
知之場丐底百解之術以死自誓無有賴藉流淚拜伏雖事
宗廟上帝无以進焉屈方乘之貴自等於古胡數千載而遠
以身為狗嗚呼運彥祚殫天告之矣懿不三月而但唐德之不
競厥有來哉悲夫

新唐蕭傲傳咸通初遷左散騎常侍懿宗怠政事喜佛道引
桑門入禁中數幸佛廬廣施子傲諫以為天竺法割愛取
滅非帝王所尚今筆梵言口佛音不若懲謬賞濫罰振
殃祈福沉佛者可以悟取不可以相求帝雖昏縱猶嘉歎
其言

重廣會史卷第九十六至一百卷終

白屋國上三葉已

藏書以宋中

元年大流統初元年

史學

第七卷 第三號

昭和三年十一月

重廣會史の印文に就て

——高麗世系を論ず——

一

昨（昭和二）秋のころより、本年の首夏に及びて、東京なる前田侯爵家の育徳財團にては、侯爵家所藏の北宋版重廣會史一部を兩度に分ちて影印配本せられた。重廣會史が、その本國支那に於ても、幾んど知見せられざる史書であり、典籍として、重要地位を占めてゐることは、財團の當事者が、ものさしたる解題に認められてあるから、更めて述べるの要は無いのであるが、その一節に左の文字がある、曰く

重廣會史の印文に就て（稻葉）

（三五）

一

此本每冊首頁の首に、朱文經筵の印記あり、又初めに述べしがごとく、末頁の末に朱文高麗國十四葉辛巳歲藏書大宋建中靖國元年大遼乾統元年の印記あり。辛巳建中靖國元年は徽宗の即位第一年、

乾統元年は、天祚の即位第一年にして、我堀河天皇の康和三年、即ち紀元千七百六十年なり。

今昭和三年より溯るこ
と八百二十八年前なり東國通鑑高麗紀に、肅宗明孝王諱は顯(顯の誤)字は天常、幼にして聰慧、長ず

るに及びて孝敬勤儉、雄毅果斷、五經子史該覽せざるなしとあり。辛巳は、その即位六年なり。此本是歲に王府の藏となり、明主の檢尋に供せられたるは、亦尙むべきことと謂はざるべからず。但し每冊首にある經筵の印記は、果して高麗朝のものなりや、又或は朝鮮即ち李朝に傳來して、李朝に於て鈐せしものなるや、今之を考定する能はざるなり。

又朝鮮梁誠之字純父の訥齋集の癸未五月一日、弘文館を建てんことを請ふ上疏中に言へるあり、之を譯載すれば曰く、前朝の肅宗始めて經籍を藏す。其圖書の文を、一に高麗國十四葉辛巳歲御藏書大宋建中靖國元年大遼乾統元年と曰ひ、一に高麗國御藏書と曰ふ。肅宗より、今に至り三百六十年、印文昨の如く、文獻考ふべし。今内藏萬卷の書は、多くはその時の藏する所にして之を傳ふるもの云々と、併せてこの書の備考となすべし。誠之は永樂十三年に生れ、成化十八年、六十八歳にて卒せり。即ち李朝初期の人にして、癸未は、世祖即位の八年なり。(下略)

と。以上數節は、この書の傳來を考へる上に於ては、相當委曲をつくしてゐるのみならず、李朝初年の

碩學梁誠之の言を引いて、之を補證せんとするの用意は、周到であるといつてよい。解説は、さらに下のごとき史實を提供してゐるのである、曰く

因に言ふ、安政中、澁江道純、森立夫(之)二氏の著せし所の經籍訪古志に據るに、北宋槧本說文正字、通典、姓解を載せて、その解題中に、三部皆この書に鈐せし二印と同文の經筵及び高麗國十四葉云々の二印記あるをいへり。又宋槧本中説を載せて、慎字の末畫を缺筆するを以て、南宋孝宗の時の刻本と爲し、而して亦二印記あるをいへり。果して然らば、中説に鈐せし印は、古印を新本に用ゐしこととなる。

又同書の說文正字の解題に、小島學古の説を載せていふ、此書及び御注孝經、文中子、通典、姓解ともに經筵、高麗國十四葉の二印あり、細に其紙質墨色を玩ぶに、別に自から一種の北宋板たり、殆んど當時の朝鮮國の開雕する所なる歟云云とあり。今此本も亦二印あり、且其紙質裝釘等も、頗る朝鮮刊刻の古籍に似たり。故を以て說文正字の解題に従へば、獨り紙質裝釘のみならず、板も亦當時の朝鮮國即ち高麗國の開雕する所となる、果して然りや否や云々。

これによれば、高麗國十四葉云々の印文及び經筵の印記の鈐せられし典籍の、わが國に存在するものは、本書ともに五部を計上することとなる、而して予の知見するところをもつていへば、通典は、現に宮内省圖書寮に、姓解は、上野帝國圖書館に、而して說文正字は、徳富氏成實堂に歸し、いふところの

中説と孝經とは、まだ聞くところが無い。朝鮮の現在をもつていへば、これら印記を有する典籍は、一部をも留めて得ないやうである。梁誠之によるに、當時御府の藏は、極めて豊富であり、多くは、その時代のものであるが、さりとは、あまりに寥々たる現在ではあるまいか。今回の前田侯の美擧によりて、二三鮮人中の學者は、且つ疑ひ且つ驚いたといふ始末である。

二

右の重廣會史に見ゆる印文は、藏書印記には、多くを見るを得ざる様式を具ふるものといつてよいのである。多くの藏書印についていへば、官私とも藏書の誰れなるか、もしくは、藏書の場所を示すにすぎないものであり、その藏書の時といふが如きは、幾んど省略さるるのであるが、本書の印文は、即ち否らず、第一には、藏書の主人が、高麗十四葉の王たることを示し、第二には、その收藏年月が、辛巳の歲即ち大宋建中靖國元年、大遼の乾統元年であることを示し、その藏書の場所に就ては、却つて略されてあるのである。この年次を高麗史に求めると、肅宗明孝王の即位六年に相當し、仍りて、この歳の前後に互りて、文献貯存に關する記事を蒐録すれば、大率ね左のごときものが、見出される。

丙子(元年) 秋七月庚寅朔御文德殿覽歷代祕藏擇部秩完全者分藏于文德長齡殿御書

房祕書閣餘賜兩府宰臣及誥院史翰內侍文臣有差。(1)

戊寅(三年) 十二月丙申、賜禮部宋朝開寶禮一部。(2)

巳卯(四年) 四月壬辰、御延英殿檢閱御藏文書。(3)

辛巳(六年) 正月丁卯、制以九經子史各一本、分置臺省樞密院。(4)

三月壬申、制以秘書省文籍板本委積損毀、置書籍鋪于國子監移藏之、以廣摹印。(5)

六月丙申、王黼、吳延寵還自宋、帝賜王太平御覽一千卷。(6)

六月甲辰、分內府文書藏于樞密院。(7)

壬午(七年) 九月丙午、命副留守崔公詡等、檢討留守藏內書籍以進。(8)

これら諸記事によりて、高麗の典籍は、肅宗王朝に至りて、漸く充實を見たことが、判かる。肅宗の前三代に當る文宗、仁孝王朝には、分賜秘閣所藏九經・漢晉唐書・論語・孝經・子史諸家文集・醫卜地理・律算諸書、置于諸學院、命有司各印一本送之(丙申十年八月の條)の記事も見え、忠州牧は、進新雕黃帝八十一難經・川玉集・傷寒論・本草括要・小兒巢氏病源・藥證病源一十八論・張仲卿五臟論九十九板、詔置秘閣(戊戌十二年九月の條)との記事もあり、ついで、安西都護府使都宜員外郎異善貞等は、進新雕肘後方七十三板、疑獄集一十一板、川玉集一十板、知京山府事殿中內給事李成美は、進新雕隋書六百八十板、詔置秘閣(己亥十三年二月の條)とあり、同じく知南原府事試禮部員外郎李靖恭は、進新雕三禮圖五十四板、孫卿子書九十二板、詔置秘閣(同年四月の條)とありて、これら諸記事の多くを見るに、いづ

れも支那典籍の翻刻をば、地方州牧に命じて、その出來上りを祕閣に納れたといふことになる。前に掲げた肅宗辛巳の歳の記事に、祕書省の文籍、板木委積云々とあるのは、つまりこれらの集積を指したに外ならぬのであらう。而して今これらの板本の種類を見るに、經史子集の各部に及び、尙ほ前後の事情を考へるに、多くの典籍にして、もともと一處に收められてゐたものは分置され、その餘分と思はるゝものは、臣僚へも下賜さるゝことになり、又たその板木は、付印して、普及せしむることとなつた。肅宗王代は、北宋末期徽宗朝に相當し、かゞやかしい文化が、北支那の平原を照らしてゐた際でもあるし、一方契丹(遼)に於ても、相當文運の爛熟に到達した時代であつたから、これら風潮は、直に半島に波及したものであらう。高麗前半期の文化は、大概ね肅宗時代をもつて、最高潮に達した。

辛巳歲藏書云々の印文に關する記事は、高麗史本文を見るを得ないけれども、予の考ふるところにては、辛巳の歲より前二年、己卯四月に、御延英殿檢閱御藏文書の記事があるから、この檢閱は、一年餘の日子を費したものと想像され、その工程の竣はつた辛巳の歲に、九經子史は、各々分置され、同時に本文印記は作製されたものであらうと思ふ。予は、重廣會史をもつて、延英殿祕閣のものと推定することの、妥當なるを信じたのである。

然るに、この印文には、重大なる史上の問題が、説示されてゐるのである。それは、何かといふと、印文の首に、高麗十四葉辛巳歲藏書とあることである、藏書の歳は、大宋建中靖國元年及び大遼乾統元年に相當する印文であるから、辛巳の歳は、即ち肅宗明孝王代に該當し、聊かの疑ひはないはずであるが、今の高麗史によるに、肅宗は十五葉の王であつて、十四葉では無い。即ち

第一葉	太祖	王建	顯陵	廿六年
第二葉	惠宗	王武	順陵	二年
第三葉	定宗	王堯	安陵	四年
第四葉	光宗	王昭	憲陵	廿六年
第五葉	景宗	王佑	榮陵	六年
第六葉	成宗	王治	康陵	十六年
第七葉	穆宗	王誦	義陵	十二年
第八葉	顯宗	王詢	宣陵	廿二年
第九葉	德宗	王欽	肅陵	三年
第十葉	靖宗	王亨	周陵	十二年
第十一葉	文宗	王徽	景陵	卅七年

第十二葉順宗	王 勳	成 陵	一 年
第十三葉宣宗	王 運	仁 陵	十 一 年
第十四葉獻宗	王 昱	隱 陵	一 年
第十五葉肅宗	王 暉	英 陵	十 年
第十六葉睿宗	王 悞	裕 陵	十 七 年
第十七葉仁宗	王 楷	長 陵	廿 四 年
第十八葉毅宗	王 暉	禧 陵	廿 五 年

の順位によりて、高麗史でも、高麗史節要でも、乃至東國通鑑でも、それぞれ記述されてゐるのであるから、もし、この印文にして、史的價値を有すとすれば、これら記録との間に、何等かの説明が無ければならないのであるが、先づ定むべきことは、この印文の性質について、下のごとき考案を要するであらう。それは外では無い、この印記は、果して高麗時代のものと看做すべきか、どうか。當時代のものとは定むるについては、もとより何等かの證蹟が、提示されなければならぬのである。予は、前に本書を手にして、朝鮮の學者間且つ疑ひ且つ驚いたと述べたのは、これらの點についてとあつたことを示したのであるが、梁誠之の訥齋集は、明かに之を立證するのみならず、その集に掲げられてゐる本文は、李朝世祖實錄九年五月の條より出でてゐるから、斷定的に之に疑念をかけることは出來がたいが、

しかし、いかにしても、高麗史の正文、さては、東國通鑑乃至民間普及の一切の史書年表などに示さるる王位の代數とは、全く一致するところが無い。李朝世祖實錄の本文を検するに、左のごとく記録されてゐる。

戊午。御思政殿。受常參視事内。(略)上問誠之曰。書冊考校幾何。誠之曰。已。上曰。在世宗朝。書籍散亂。今雖整齊藏之。以備考閱。誠之遂進書。其書曰。竊觀歷代書籍。或藏於名山。或藏於秘閣。所以備遺失而傳永久也。前朝肅宗始藏經籍。其圖書之文。一曰。高麗國十四葉辛巳歲御藏書大宋建中靖國元年大遼乾統元年。一曰。高麗國御藏書。自肅宗朝至今三百六十三年。印文如昨。文獻可考。今内藏萬卷書多。其時所藏而傳之者。乞今藏書後面。圖書稱朝鮮國第六代癸未歲御藏書本朝九年大明天順七年。以真字書之。前面圖書。稱朝鮮國御藏書。以篆字書之。遍着諸冊。昭示萬世。或依新羅及前朝盛時例。別建年號。以爲標識。臣又竊觀君上御筆。與雲漢同其昭回。與奎壁同其粲爛。萬世臣子。所當尊閣而寶藏者也。宋朝聖製。例皆建閣而藏之。設官以掌之。太宗曰龍圖閣。真宗曰天章閣。仁宗曰寶文閣。神宗曰顯謨閣。哲宗曰徽猷閣。高宗曰煥章閣。孝宗曰華文閣。皆置學士待制直閣等官。乞令臣等勘進御製詩文。奉安于麟趾堂東別室。名曰奎章閣。又諸

書所藏內閣名曰秘書閣。皆置大提學提學直閣應教等官堂上。以他官帶之。郎應以藝文祿官兼差。俾掌出納。上命出本國地圖。示叔舟及誠之。令於議政府修撰。仍命誠之進酒。叔舟啓。誠之自少強記地理。其在集賢殿當仕罷時。書其舊所思一字於掌上。到家盡考諸書以觀之。古云無求備于一人。若使羣臣各進所長。則國家庶事。焉有不濟。上曰諸宰樞皆聽予言。誠之之事良是。凡人於學不爲則已。爲則必須如是。予亦嘗書一字而推類行之者頗多。誠之書掌刻慮。非偶然也。上召王世子陞御榻。謂世子曰。心之初發。最爲切處。決諸東方則東流。決諸西方則西流。不可不謹。其功夫。實在爾躬。(太白山本實錄)

右のごとく、梁誠之の言は、前朝印記の本文を語りて詳確であるのみならず、尙ほ自肅宗朝至今(世祖)六百六十三年、印文如昨、文獻可考、とまで證言してゐるのである。梁誠之の示すところによると、高麗秘閣の印記は、本書に鈐せられたものの外、高麗國御藏書の六字を印記したものがあつた。彼は、之をもつて同じく肅宗朝のものとしてゐるらしいが、未だその印影を知見するの機會が無いから、しかとは判らない、たゞしかし、梁誠之時代に於ける李朝內藏の秘籍には、この種印記の鈐せられしもの多かりしことは、觀取せられる。李星湖の芝峯類說によるに、著者の生存時代までは、前朝の書籍の多くを內藏に傳へてゐたらしいから、その佚亡は、文祿壬辰の際であつたかも知れない。それら秘籍と

稱せらるゝもの數種ありて、幸にも前田侯外數處に、今は傳來し得たわけである。

四

高麗時代の印記として、本文に注意されることは、建中靖國元年の首字が、その最後の一劃を缺いてゐることであり、それはいふまでもなく、太祖王建に關はるるからである。高麗王諱に關して、予は、かつて、「高麗時代の文籍」に於て、左のごとく述べたことがある。

高麗時代の刊本と王諱との關係については、多くを涉獵せないから、斷定的のことはいへぬが、所謂義天ものと稱する刊本は、その編纂物と支那典籍の翻刻たるを問はず、一樣に敬避を行つてゐるが、海印寺藏經や、前に述べた山谷詩注のごときは、一向にそれが見當らぬ。高麗史節要、光宗二十六年の條に、加上六代尊號の記事がある。太祖以前の三代を追尊したといふのである。しかし、嫌名の記事は無い。之れあるは、顯宗二十年に窺まるであらう。同節要、二月の條に以王嫌名改人姓荀爲孫とある。(下略)

この見解は、今も變はらない。肅宗代の記録を検すると、恰も印文に示さるる辛巳の歲、四月の條に、翰林院奏、御名同韻字、請令秘書省影板頒示、使人知所避諱、制可、といふ一節がある。御名同韻の字をも、避諱の範圍に入れるといふのである。予の知見するところにては、江原道原州清平山文珠院碑記

に見ゆる北宋の年號建炎は、その首字建の最後の一劃を缺いでゐる。記録にては、大覺國師（義天）の釋苑詞林のごとき、續藏のごとき、一として缺畫の施されざるは無い。予は、肅宗時代の公私の制作文字のすべてが、避諱したとの斷言を敢へてするのではないけれども、本文印記のごとき、秘閣の御用に於ける場合に於ては、かくあるべきことが、當然であり、その適法せられない場合こそ、却て疑問をもつて見るべきであると思ふ。斯くて、重廣會史に鈐せられし印文は、その形式に於て、完全に、高麗時代の制作たりしことを證することとなる。

尙ほ、前節李朝實錄の記事に照應すべき訥齋集の文字は、左のごとし。

請建弘文館

癸未五月三十日
以行僉知中樞院事

臣竊觀歷代書籍。或藏於名山。或藏於秘閣。所以備遺失而傳永久也。前朝肅宗始藏經籍。其圖書之文。一曰高麗國十四葉辛巳歲御藏書大宋建中靖國元年大遼乾統元年。一曰高麗國御藏書。自肅宗朝至今三百六十三年。印文如昨文獻可考。今內藏萬卷書。多其時所藏而傳之者。乞今藏書後面圖書稱朝鮮國第六代癸未歲御藏書。本朝九年 大明天順七年。以真字書之。前面圖書稱朝鮮國御藏書。以篆字書之。遍着諸冊。昭示萬世。或依新羅及前朝盛時例。別建年號。以爲標識。臣又竊觀君上御筆。與雲漢同其昭回。與奎壁同其燦爛。萬世臣子所當尊閣而寶藏者也。宋朝

聖製。例皆建閣以藏之。設官以掌之。太宗曰龍圖閣。眞宗曰天章閣。仁宗曰寶文閣。神宗曰顯謨閣。哲宗曰徽猷閣。高宗曰煥章閣。孝宗曰華文閣。皆置學士直學士待制直閣等官。乞令臣等勸進御製詩文。奉安于麟趾堂東別室。名曰崇文殿。又諸書所藏內閣名曰弘文館。皆置大提學提學直提學直殿等官堂上以他官帶之。郎應以藝文祿官兼差傳掌出納。

右の本文は、梁誠之後孫の家傳來した草稿といふのではなく、實錄などの抄本に依り、採録したものに違ひない。而も、實錄に比して多少の出入のあることが、注意されるのである、即ち實錄の本文には、乞令臣等御製詩文、奉安于麟趾堂東別室、名曰奎章閣、又諸書所藏內閣、名曰祕書閣とあるところを、名曰崇文殿及び、名曰弘文館と改書してゐるが、いづれも、實事では無い。梁誠之の啓辭を通じて、知らるるところは、高麗以來朝廷祕籍の保存といふことに在り、後の所謂弘文館を建立せんとするの意ではない。弘文館は、後世朝廷の典籍を保管する役目を負ふてゐたから、差闕ひは無いやうのもの、その建置の事は、別個に記録されてゐる。尙ほ、梁誠之の本文には、高麗國十四葉辛巳歲御藏書云々があるが、重廣會史の印文は、高麗國十四葉辛巳歲藏書とありて、御の一字が無い、梁誠之の知見せるものは、會史のそれと別種の印記とは、思はれず、或は即ち實錄印刊の際の衍文ではあるまいか、疑を存して置くこととしたい。

五

重廣會史の印文が、高麗肅宗辛巳の歲に鈐せられたことは、疑ひを存するの餘地はないのであるけれども、その肅宗王代を指して高麗國十四葉となすの一事については、何様の事情ありて、その一葉を滅したか、その滅せられし一葉は、何王を指すものかは、遽かに判らない。前掲梁誠之上疏中に見ゆる一節も同一に注意されるのである。即ち

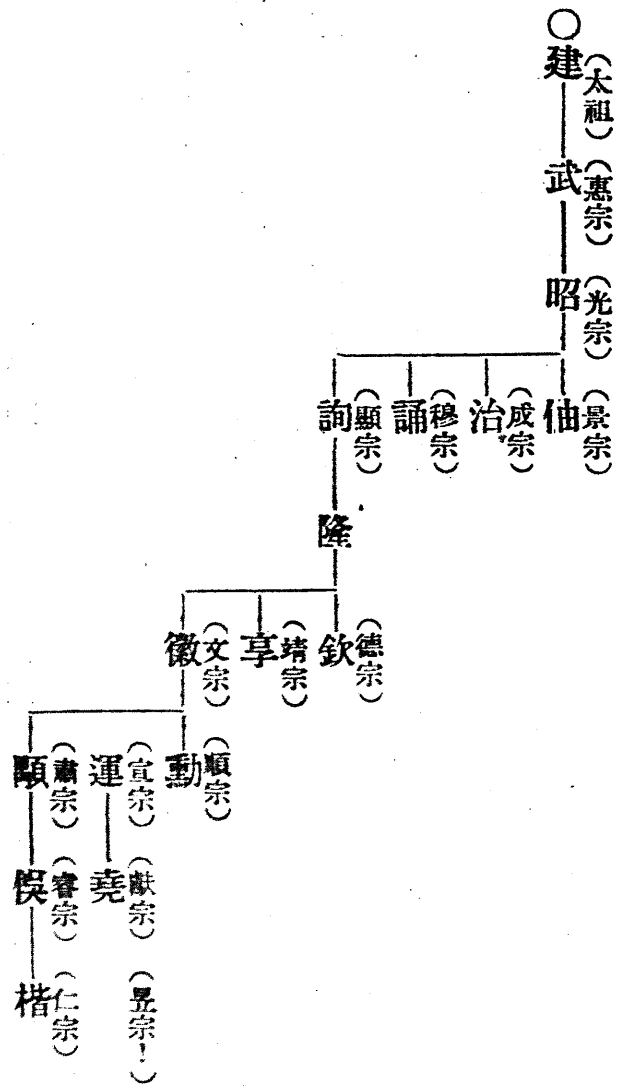
今、内藏萬卷書、多其時所藏而傳之者、乞今藏書後面圖書稱朝鮮國第六代癸未歲御藏書、
本朝九年大明天順七年、以眞字書之云々。

とあり、今の朝鮮史籍に傳へられる代數に比して、一代を減じてゐるのであるが、しかしその事情は、明白である。世祖は、前代の端宗を廢して、自ら即位したのであつた。李朝には、今でこそ、實際の王位に即いた方でありながら、王をもつて呼ばれざるものは、燕山光海二君のみであるが、近二百年前肅宗時代までは、端宗もまた魯山君をもつて稱せられ、かつて王家の系譜に收められずにあつたのである。世祖を七代とはいはずに、之を六代と稱したことは、そうした事實に即したものであるから、この類例をもつて推すれば、高麗朝にも、肅宗以前に、王位に即きながらも、而も王を以て呼ばれざる廢王一葉が無ければならぬはずである。しかし、高麗史以下の成書には、それが判然してはゐない。

外國人にして、高麗の王系を記したものに、高麗圖經あることは、見逃しがたい事實であらう。圖經の著は、徐競といひ、高麗の仁宗元年をもつて、松京に來使し、一代の巨匠といはるる金富軾等に就いて、國の沿革故事を質疑し、それを圖記したものが、この著書であるといふから、十分信憑すべき史料といつてよいのであるが、その世次(卷二)の最後に

崇寧二年(肅宗)卒、年五十、世子僕(睿宗)立、自長興三年壬辰、追今宣和六年甲辰、王氏有國九世、凡十七人、一百九十三年云。

の一節がある。世系圖は、左のごとし。



この系譜については、かつて論及せしごとく、傳來の高麗史等の序次とは、數個の重大なる相違が見出されるのである(高麗時代の文籍)。惠宗即王武の次に、定宗(王堯)を收めて得ないことが、其一でなければならぬ。たゞし全體の表出を検するに、宣宗(運)の子に堯と認めてゐるが、これは獻宗の諱昱と近似音であるから、誤記したものか、とも思ふ。高麗の初年を案ずるに、太祖の次位、惠・定・光の三王は、ひとしく太祖の子であり、兄弟旁及をもつて即位し、惠定二王の在位は、ことに短促してゐる。定宗について考へるに、歴代諸王のすべては、一として、その宗主國より、冊封の命を受けてゐるものは無いのであるが、ひとり、この王のみにそれが、缺けてゐる。定宗即位の年は、後晋の開運三年、契丹の會同九年に當り、五代混亂の最中であつた。そうしたことが、王の正位の條件を、薄弱ならしめたものではあるまいか。もし然らば、その宗廟に祀すといふことにも、異論ないともいはれない。圖經の系譜に、この一王を缺いてゐる理由は、これらの邊に存在するのではないかとも、想像したのであつた。しかし、これも、根據なきことに終はつたのである。それは外ではない。金富軾(仁宗時人)の三國史記、地理志の條に、

松岳郡……我太祖開國爲王畿……今松林縣第四葉光宗創置佛日寺於其地……
とあり、

開城郡……第十一葉文宗代創置興王寺於其地……。

ともあり、その第四葉及び第十一葉はともに、定宗を加算してゐることは、明白である。

しかし、圖經について更らに考へられることがある、圖經は、定宗を缺いてゐる代りに、顯宗徳宗の間に隆といふ諱の王一位を配してゐるのである。圖經の著者は、この王について、詢（顯宗）卒、子隆立、優柔不斷、政荒力屈、憚於北境、遂復臣事之、而朝貢不通、而貢使又絶、隆卒、私論曰正、子徳王欽立云々といひ、更に又、王氏有國九世、凡十七人、一百九十三年云といつてゐる。王氏は、父子を一世として、九世でないことは、明かであるが、圖經の序列によると、定宗を除外せなければ、九世十七人といふことにはならない。尙ほ、考ふるに、顯宗朝の初年には、契丹の入寇があり、王は、南遷した。隆の名は、宗室列傳にも見へぬけれども、或は、その亂中の出來事であるかも知らない。但し今の高麗史などに、その痕迹のないことは、勿論である。圖經中より、隆の一葉を除くときは、肅宗は、正しく高麗國十四葉といふことになるのである。圖經、また王氏傳世を一百九十三年としたことは、今の高麗史に比して、十二三年の短縮であるが、傳聞の誤りでもあるか。廢王の場合を考へるの要があらう。李朝の廢王は、前に、端宗の追諡の條に一言述べて置いたが、高麗には、肅宗以前に、穆宗の廢位がある。高麗史世家（卷三）己酉十二年の條に

正月、西京都巡檢使康兆、領甲卒而至、遂謀廢立、二月戊子、請王出御龍興歸法寺、己丑、日色如張紅幕、兆兵闖入宮門、王知不免、與太后號泣出御法王寺、俄而兪義等奉院君（大良院）而

至、遂即位、兆廢王爲讓國公、…王親執輅行至積城縣、兆使人弑之、以王自刎、聞、取門扇爲棺、權厝于館、…踰月、火葬縣南、陵曰恭陵、諡宣靈、廟號愍宗、皆康兆所撰、臣民莫不痛憤、而顯宗未之知、至契丹、問罪、始知之、顯宗三年、移葬城東、陵曰義諡、曰宣讓、號穆宗、(下略)

とある。穆宗が一時でも讓國公と稱したことは、疑ひないことであるけれども、しかし、それは極めて短時日であり、廢死とともに諡號廟號は與へられてゐるから、李朝の魯山君(端宗)の場合とは、同一に視ることが出來がたい。魯山君は、西紀一四五七に死し、西紀一六九八即ち肅宗廿四年に、廟號を追贈されたのであるから、其間二百四十餘年ほどは、李氏の世代には、加算されてゐないのである。穆宗以外、これらに近似した王位は、他に見出されないのであるか。

六

追尊王の事實も、こゝに考慮されなければならぬのであらう。追尊王は、廢王とは反對に、かつて、王位に即かざりし人々が、その子孫の貴をもつて、王號を追贈されることである。肅宗以前には、二人の追王があつた。その一人は、成宗即位の際にとり行はれた戴宗の追位である、高麗史、成宗(世家卷三)即位の條に

冬十一月丁酉、追諡先考、遂謁陵。

とある。いふところの先考名は旭、父は太祖、母は皇甫氏、成宗は、旭の第二子であつた。王は、前代景宗の弟をもつて、即位したわけである。他の一人は、顯宗五年にとり行はれた安宗の追尊である。高麗史(卷四)顯宗世家甲寅五年の條に、

三月…壬子教曰追尊祖考以明功烈人子之志也朕取來月饗于闕宮宜委所司議定禮官奏加上先王先后尊諡。

とあるが、安宗の諡號は、成宗の前例を追ふたのであらう。安宗名は郁、太祖の子であつた。景宗の寡妃にからまる経緯から、數奇の生活を遂げた人である。顯宗八年、乾陵に移葬し、後、陵を武陵といつた。かの著名なる開城の立化寺は、顯宗が、父王安宗追福のために經始された名刹である。

高麗史の記事は、あまりに簡に失するけれども、成宗が、その父旭を追尊諡王し、之を太廟に入祀したといふことには、相當の議論があつたに違ひない。もともと、祔廟には、複雑且つ微妙なる心理作用が伴つたのであるから、之を實現するまでには、慎重の手續を要したものであつた。成宗の場合に見るに、王は、直接、景宗の爲後であるべきであるが、今、その父旭を追王すれば、景宗の祭祀は、之をいかにすべきかは、新に議せられなければならない。李氏朝鮮に入りて、成宗か、その父考を追尊して、徳宗とし、之を祔廟したことがある。成宗は、睿宗の爲後の王であり、高麗の成宗と略ぼ同一事情の下に在つた。實録には、當時の廷議を詳録してゐるが、其一節に王の旨として左の記事がある、曰く

懷簡大王(德宗)祔廟、院相皆謂不可、然予反覆思之、實合情義、已啓大妃、蒙允、院相之議以爲不可者、以稱伯考而祔廟、爲未安耳、然既稱伯考於別廟、則何獨於宗廟不可稱伯考乎、此其一也、禮有大夫不得祖諸侯之文、懷簡大王、既爲世子、而又受天子之命而封王、則不宜立廟於大君君月山大之第、而使大君奉祀、此其一也、議者以爲雖祔廟不可躋睿宗之上、予謂懷簡大王爲世子時、睿宗爲大君、雖不可謂之君臣、然名位已定、不幸早世、不得承大統耳、雖祔睿宗之上、何害焉、非躋僖於閔之比、此其一也、雖曰爲人後者、不願私親、予承睿宗之後、既以睿宗爲皇考、名固正矣、雖稱懷簡大王爲伯考、亦何妨、其以此意語院相、祔廟諸事、其速議辨。

(六年九月の條)

と。之に對せる侍講官洪貴達の言は、殿下欲尊其親、誠孝則至矣、然大義固不可爲也、今之議者、多引故事爲證、然故事亦有是非不可盡從、在殿下辨其是非耳といひ、前に司諫等が、高麗戴宗戴宗陞祔、特出於一時之情、非依古制爲之者也、豈盛朝所做といつた事を反覆してゐるが、成宗は、それに頓着せず、高麗時、成宗祔戴宗於廟、其時史臣李齊賢以爲得禮、其贊成宗云、立宗廟定社稷、賢矣哉、齊賢亦東方大儒也、若以戴宗祔廟爲非、則何不貶之而反稱賢哉、と論じ、貴達は、齊賢果東方名儒也、然豈得如司馬光、程子、胡致堂哉、云々と應じて、君臣とも灼熱的議論を闘はしたらしい。しかし、結局は、王の勝利に歸して、懷簡は德宗と諡せられ、之を太廟に入祔したのである。高麗の戴宗のことは、或は、これと同

一事情があつたのであらう。高麗史を見るに、成宗七年十二月、始めて五廟を定め、十一年十一月に、所謂昭穆の位次を議定せしめたが、その議は、十二年三月の教となつて現はれてゐる。この十一月より翌春三月までの間は、相當論議せられたものと推定し得べく、三月の教に

殷以十二君爲六代、唐以一十帝爲九室、晉書云兄弟旁及、禮之變也、則宜爲主立室、不可。以室限神、兄弟一行、禮文斯在、況我惠宗、若論同世、豈可異班、宜奉惠定光景四主通爲一廟、祔於太廟

とあり、翌十三年四月をもつて、太祖・惠・定・光・戴・景宗は祔せられた。故に、成宗は、事實上の第六葉ではあるが、王家宗廟の位次をもつてすれば、第五葉であるべき景宗は、戴宗の割こみから、第六代に降り、累加して第七葉となつたわけである。故に、顯宗末年の記事に

第一室 太祖及び王后皇甫氏。

第二室 惠宗及び王后林氏。

第三室 定宗及び王后朴氏。

第四室 光宗及び王后皇甫氏。

第五室 戴宗及び王太后柳氏。

第六室 景宗及び王后金氏。

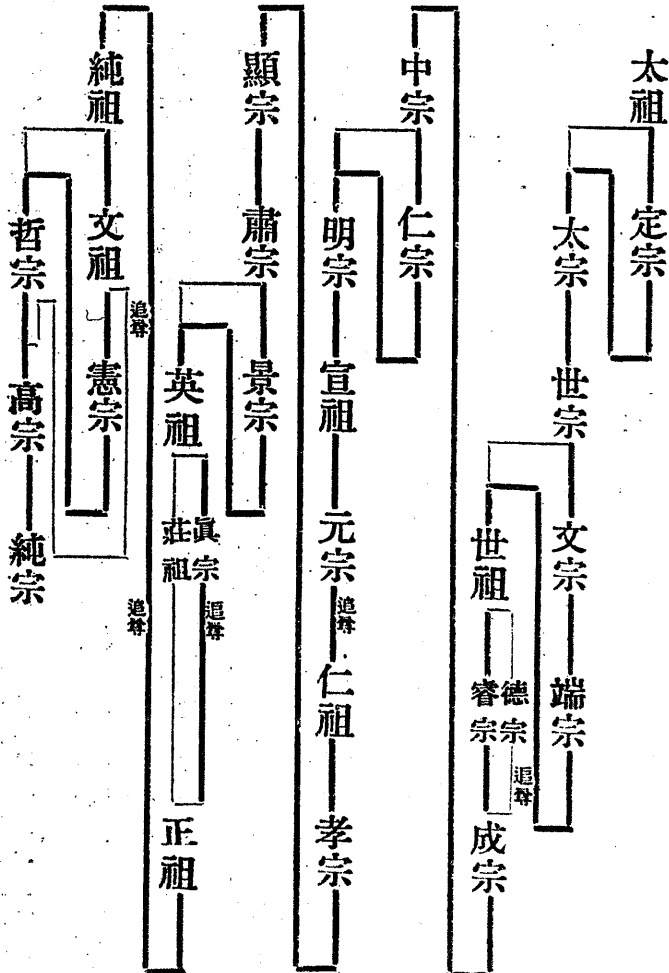
第七室 成宗及び王后劉氏。

第八室 穆宗及び王后列氏。

と認めてある。もし、顯宗時代の王代を記した王家文書が今に現はれたとしたら、顯宗は、高麗第九葉と稱したであらう。

李朝の濟源系譜に載せられてゐる王代は、左のごとし。

列聖繼序之圖



われらは、これによりて、王家自らの稱代は、歴史上のそれと著しき差異あることを容易に會得するであらう、即ち成宗と中宗との間の一葉燕山君は削除せられ、宣祖と仁祖との間の一葉光海君は、元宗によりて削除せられてゐる、而して眞宗のごとき、莊祖のごとき、いづれも、正系即眞なるかに記録せられてゐる。代數の計算が、この際に、隨意増減せられてゐることは、勿論である。

七

これらの諸攷察は、いづれも、本文印記を解釋するに肯綮を得たといふを得ない。或は、反對に、稱代計數が、追加せられてゐるのではないかと、想像されるのであるが、しかし、肅宗と前代獻宗との關係を検するに、乙亥元年、冬十月の讓位の詔に、下の事實が知られてゐる。即ち

朕承先考遺業、謬即大位、年當幼冲、體亦病羸、不能撫邦國之權、塞士民之望、陰謀橫議、交起於權門、逆賊亂臣、屢干于內寢、斯皆涼德所致、常念爲君之難、竊見大○叔○雞○林○君○曆○數○在○躬、神人假手、咨爾有衆、奉纂丕圖、朕○當○退○居○後○宮、獲○全○殘○命。

とありて、その讓位は、尋常の事情といふを得ないのである、その逆賊云々は、李資謙等の謀亂を指すのであるけれども、大叔(肅宗)雞林公は、早く中書令に任じ、百官の陳賀を受けてゐた。讓位後一年、肅宗二年春をもつて、王は薨逝したが、高麗史には、諡曰懷殤、葬于城東、陵曰隱陵といつてゐるし、

李齊賢の贊には、禹之傳子、爲慮後世、植遺腹朝、委喪而天下不動者、分素定也、顯之三子、兄弟相傳、以及於順、順居喪過哀、天折無嗣、而傳於宣、宣薨而太子嗣、是爲獻宗、國人習熟見聞、乃謂宣有五弟、而立孺子、以是歸非、何不思之甚也、唯不得周公於親、博陸於臣、委任而輔政、其危且亂、可翹足而待也、後世有不幸而遺大、投艱于襁褓之中者、可以此爲誡哉といひ、肅宗の即位は、まことに非常事であることを語つてゐる。

この場合、以上の記事中について、特に、注意されることがある。蓋し廟號は、例として、その梓宮が、立宮に下るに當りて、撰せられるのであるに關はらず、獻宗には、それが見當らない。肅宗二年三月の條を見るに、三月庚申、葬前王于隱陵、移牒遼東京兵馬都部署、前王自退居別邸以來、病勢日増、於閏月十九日薨逝、今已葬訖、前王遺命云、昨乞解機務、幸蒙詔允、退養殘骸、近來疾劇、決無生理、飾終諸事、宜得儉約、不須告奏煩瀆大朝、肆遵前王遺命、不敢遣使告哀とありて、その葬儀の光景の、いかに簡略に付せられたかも、想像せられ、廟號すらも、選上せられなかつた當時のことに、想到せられるのである。かくて、肅宗の次代即ち睿宗即位の年十一月をもつて、始めて獻宗の廟號を上つることとなつた。

約そ稱代の計數は、祔廟の位次をもつてするのであるから、肅宗の前一代は、王の治世を通して、計上されずにあつたことは想像に餘りありといつてよい、故に所謂十四葉は、獻宗を加算せざる代數に外な

らぬのである。人或はいはん、獻宗のことはともあれ、戴宗・安宗二王の位次は如何、二王は、明かに
祔廟されてゐる、二王を計上すれば、肅宗は、十六葉と稱せらるべきではあるまいかと。余は、この事
實については、靖宗二年十二月の條を引用したのである、曰く、

十二月、祔德宗於太廟、王嘗問昭穆之義、輔臣徐訥、黃周亮等言、顯宗之祔也、以兄弟同昭穆
之文、惠定、光戴、同班爲昭、景成、爲穆、穆宗爲昭、而顯宗祔於穆、廟則二昭二穆、與太祖之廟而
五、今祔德宗數過五廟、請遷惠定、光三宗、藏于太祖廟西壁、戴追王之主、遷祭於其陵、可也、劉
徵弼言、太祖在曾祖行親未盡、故惠定、光三宗不必遷、唯遷戴宗於陵、而祔德宗於次室、可矣。

(卷六十一)

と。戴宗遷陵のことは、これらで結了したものと思はれ、廟主の位次は、喪失したこととなる。このこ
とは、實に、肅宗の前四代に於て行はれたものであつた。安宗は如何、その遷陵は、史に明文を見ない
けれども、高麗史(六十一)志第十五、禮三、別廟の注に記して曰く

毅宗時、太廟、太祖、惠宗、顯宗、文宗、順宗、宣宗、肅宗、睿宗、別廟、定宗、景宗、成宗、穆宗、德宗、靖宗。

と、この記事の内容によりて、追尊二王(戴安)は、太廟の位次を喪ひ、別廟にも、亦た收められてゐな
いといふことが、明白に察せられるのである。睿宗時に撰上せられた獻宗は、未だ位次を定めてない。
祔廟の儀、未だに完了せなかつたからであらう。余は、この記録と、印記の示すところの十四葉云々を

もつて、安宗の遷陵は、肅宗以前に行はれたことを推定したい。印記の世數によりて、獻宗の讓位の真相が、窺はれるのみならず、毅宗時在廟の記録を證し得るのである。(完)

追記

前田侯の育徳財團が、重廣會史を呵羅板に付するに至つた経路は、知るを得ないけれども、亡友中川忠順君の斡旋首倡、與かつて大なるものありしを疑はない。中川君は、別に詳密なる解題をものせんとしてか、頻りに余に京城に致書して、この間保存の史實の有無を問ひ、また、それらに關しての疑義を質されたのである。事、大率ね去年の冬十一月の間に在つたが、本春三月櫻花の開くをも待たずに、長逝された。余は、當時、上京、親しく君の喪事に與かつた。しかし宿約なりし本文印記の次第は、遂に、君の教示を仰ぐを得なかつたのである。

稻 葉 岩 吉